

地域密着型サービス事業所の指定に付する条件の改正について

豊島区地域密着型サービスにおける事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件について、以下のとおり令和2年4月1日から改めます。

事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件

1 福祉サービス第三者評価の受審

外部の評価機構が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織的のマネジメント力等を評価する福祉サービス第三者評価について、以下に掲げる各号に従い定期的に受審すること。ただし、共用型認知症対応型通所介護（介護予防を含む）を除く。

- (1) 平成31年度東京都における福祉サービス第三者評価の実施について（通知）（平成31年3月22日付30福保指指第982号）1の（2）に従い3年に1回以上受審すること。
- (2) ただし、第1号の規定にかかわらず認知症対応型共同生活介護については、豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年豊島区条例第12号。以下「区条例」という）に従い受審すること。

2 介護サービス情報の公表制度における報告及び公表

利用者が介護サービスや事業所・施設を、比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する介護サービス情報の報告及び公表について、定期的な情報の更新をすること。

3 運営推進会議等の定期的な開催等

区条例第40条及び第60条の17他において地域との連携等が規定されている地域密着型サービス事業所等に関して、事業者・事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービス提供体制を確立するための運営推進会議等について、以下に掲げる各号に従い定期的な開催、議事録の公表をすること。

- (1) 受審した第三者評価結果について、運営推進会議において報告し意見を求めること。
- (2) 区基準に従い運営推進会議を開催し、その議事録を公表すること。